



地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温暖化ガス(GHG)を排出する権利を、国や企業間で売買する排出権取引に注目が集まっている。取引に関連した様々な新ビジネスも活発化してきた。

★議定書発効にらむ  
GHGの排出権取引には、キャップ・アンド・トレード(C&T)

## 温暖化ガス排出権 新ビジネス活発化



山口 光恒 慶応大学教授

と、ベースライン・アンド・クレジット(B&C)の二つの方法がある。前者は国や企業に排出権を与えて、取引を認めるので、一般に排出権取引という場合はこれを指す。後者はベースラインを削減するコストが二十億円だったとする。別の国(A国)はそれほど削減費用がかからずに実施しなかつた場合の排出量を定め、先進国間や、先

# 効率的な「削減」を目指す

進国と開発途上国の間などで、共同プロジェクトを実施して、排出量を削減する。先進国側が自国の費用を投入した代償として、排出権を獲得することができ、ベースラインから差し引ける。京都議定書にはこうした仕組みも規定されている。

議定書(例にC&T)について考えてみる。議定書が発効す

ると、日本を含む加盟国は、それぞれGHG排出量の上限値を順守する義務を負う。日本は基準年(一九九〇年)対比で、%減の十一億六千万トナ。日本が、あと百万トを削減するために、コストが二十億円だったとする。別の国(A国)はそれほど削減費用がかからずに実施しなかつた場合の排出量を定め、先進国間や、先

超えて追加的に百万トを削減する費用が五億円とする。GHGの場合、世界全体での排出量が問題なので、どこで削減しても効果は同じだ。C&Tの下では、日本が二十億円を費やして自国で百万ト削減するより、A国に五億円を払って百万トの排出権を購入した方が効率的だ。こうした取引は自国と他

定し、その時点で取引が可能になる点だ。議定書を例に説明したが、「国」を「企業」と読み替えば、企業にも同じことが当てはまる。

★動き出す欧州  
京都議定書が発効すれば、こうした取引が一斉に活発化する。これを見込んで、多数の企業が自社の目標を達成するために市場で売ることになる。

に、あるいは新たなビジネスチャンスとして研究・準備を進めている。日本では今年度から環境省がC&Tの模擬実験を開始、経済産業省はB&Cの試行事業を実施している。両方を合計すると、百社以上が参加しており、関心の高さが窺われる。一方、欧州連合(EU)は、議定書発効を念頭に二〇〇五年

から本格的なC&Tを導入する予定だ。EUの制度が稼働すると、排出権売買の市場が生まれ、排出権の価格も市場で決まる。この場合、企業は自社の削減費用が、排出権価格よりも高ければ、(自社で削減せず)排出権を市場で購入し、安ければ、市場で売ることになる。

現在のEU加盟国(だけでも、対策施設が五半程度と見込まれ、さらに、五月に十カ国がEUに新たに加盟するため、大市場が出現する。

B&Cはどうか。これも議定書の発効を当て込んで、いろいろな動きがある。ここではオランダ政府と世界銀行の動きが注目の排出量の計画や検証などの国際標準化に乗り出している。

また、これを仲買する業者や、排出権を検証する新ビジネスが登場する。

ここから発生する排出権をオランダ政府に売ることが出来れば、それだけプロジェクトの採算が良くなる。世銀の基金に出資して権利を獲得し、自社の割り当てに充当したり、あるいは外国に売っても良い。海外ではこうした取引の組みが始まっており、議定書が発効すると、この動きが一挙に加速するだろう。

さらに、国際標準化機構(ISO)も参加企業や認証機関を念頭に排出量の計画や検証などの国際標準化に乗り出している。

必要削減量の五割をB&Cで調達しようと、かなりの量の排出権を競争入札で入手している。他方で、世銀は各国政府や企業からの出資による排出削減プロジェクトを企画、現時点でC&T換算で約四千五百万トを購入できるものが立っている。

これらを企業の立場から見ると、自らが資金を投じて削減プロジェクトを実施する場合、そこから発生する排出権をオランダ政府に売ることが出来れば、それだけプロジェクトの採算が良くなる。世銀の基金に出資して権利を獲得し、自社の割り当てに充当したり、あるいは外国に売っても良い。海外ではこうした取引の組みが始まっており、議定書が発効すると、この動きが一挙に加速するだろう。